

○内閣府令第五十号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
<p>(定義)</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する命令</u>（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「<u>乳等命令</u>」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>		
〔略〕	〔略〕	〔略〕
<p>乳児用規格適用食品（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項の12に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）並びに内閣総理大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第百二十九号）第二号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳製品（乳飲料を除く。）並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。）</p>		
〔略〕		
3	〔略〕	

改正前		
<p>(定義)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令</u>（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「<u>乳等省令</u>」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>		
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
<p>乳児用規格適用食品（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項の12に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）並びに厚生労働大臣が定める放射性物質（平成二十四年厚生労働省告示第百二十九号）第二号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳製品（乳飲料を除く。）並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。）</p>		
〔同上〕		
3	〔同上〕	

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
[略]		
乳	種別	乳等命令第二条の定義に従った種別を表示する。
	[略]	
乳製品	種別	乳等命令第二条の定義に従った種別を表示する。この場合において、チーズにあつてはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあつてはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別を表示する。
	[略]	
[略]		

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
[同上]		
乳	種別	乳等省令第二条の定義に従った種別を表示する。
	[同上]	
乳製品	種別	乳等省令第二条の定義に従った種別を表示する。この場合において、チーズにあつてはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあつてはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別を表示する。
	[同上]	
[同上]		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。